

令和 8 年
第 1 回八雲町議会定例会
当日配布議題

【当日配布議件一覧】

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	27	八雲町保育所条例及び八雲町保育所等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	

議案第 27 号

八雲町保育所条例及び八雲町保育所等の利用者負担に関する条例の一部を
改正する条例

(八雲町保育所条例の一部改正)

第1条 八雲町保育所条例（平成18年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項及び第35条第3項の規定に基づき、保育を必要とする乳幼児を保育するため保育所を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項及び第35条第3項の規定に基づき、保育を必要とする乳幼児の保育を行うとともに、<u>乳児等通園支援事業を実施</u>するため保育所を設置する。</p>
<p>(職員)</p> <p>第3条 保育所に次の職員を置く。</p> <p>園長 保育士 <u>調理師</u> その他必要な職員 嘱託医</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 保育所に次の職員を置く。</p> <p>園長 保育士 <u>調理員等</u> その他必要な職員 嘱託医</p>
	<p><u>(乳児等通園支援事業)</u></p> <p>第4条 <u>乳児等通園支援事業は、法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業とする。</u></p> <p>2 <u>乳児等通園支援事業の利用を希望する乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、町長に申込み、その承認を受けなければならない。この場合において、当該保護者は、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30</u></p>

<p>(委任)</p> <p><u>第4条</u> 略</p>	<p><u>条の15第2項に規定する乳児等支援給付認定を受けるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

(八雲町保育所等の利用者負担に関する条例の一部改正)
 第2条 八雲町保育所等の利用者負担に関する条例(平成26年八雲町条例第17号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項及び第35条第3項の規定に基づき設置した保育所及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項又は第29条第1項に規定する確認を受けた保育所等の利用者負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担金)</p> <p>第3条 利用者負担金は、国が定める額を限度として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項及び第35条第3項の規定に基づき設置した保育所及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項、<u>第29条第1項又は第54条の3において準用する法第46条第2項</u>に規定する確認を受けた保育所等の利用者負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担金等)</p> <p>第3条 <u>法第27条第1項又は第29条第1項の規定に基づく</u>利用者負担金は、国が定める額を限度として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める。</p> <p>2 <u>八雲町保育所条例(平成18年八雲町条例第21号)第4条第1項に規定する乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、利用料を納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の利用料の額は、法第30条の20第3項の内閣総理大臣が定める基準により算定した1時間当たりの費用の額に300円を加算した額(その額が現に乳児等通園支援に要した1時間当たりの費用の額を超えるときは、当該現に乳児等通園支援に要した1時間当たりの費用の額)に、</u></p>

<p>(利用者負担金の減免)</p> <p>第4条 町長は、<u>特に必要と認めるときは</u>、前条の規定による利用者負担金を減額又は免除することができる。</p>	<p>乳児等通園支援を利用した時間を乗じた額とする。</p> <p>(利用者負担金等の減免)</p> <p>第4条 町長は、<u>規則で定めるところにより</u>、前条の規定による利用者負担金及び<u>利用料</u>を減額又は免除することができる。</p> <p><u>2 前項の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請をしなければならない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(乳児等通園支援事業の利用に関する準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の八雲町保育所条例第4条第2項の規定による申込み及びこれに対する承認の手続その他の乳児等通園支援事業の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

令和8年3月5日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美